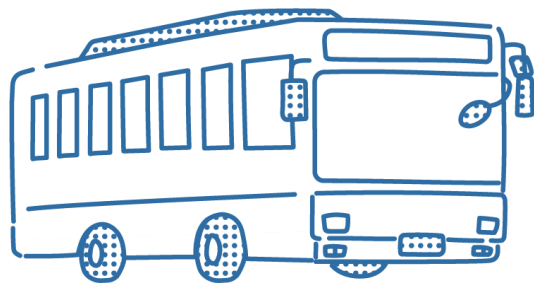


むつ市は、 下北地区の高校に通う 生徒の通学費を支援します。

令和6年度から始まった事業であり、
令和7年度も引き続き通学費の支援を実施しています。



通学費支援のキホン

むつ市にお住まいの方で

スクールバスや
公共交通機関で

.....

田名部高校、むつ工業高校、大湊高校、大間高校に通う生徒のうち、

- ①スクールバスを利用して通学している方
 - ②定期券を購入し、公共交通機関を利用して通学している方
- が対象です。※回数券は対象外

高校に通う
通学費の半額を

.....

通学にかかる費用の1/2相当額を市が支援します。
ただし、国や県等からほかの支援（生活保護等）を受けている場合は対象外となります。

令和8年3月31日
まで

.....

令和7年度事業として実施するのは令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間です。
令和8年度以降の事業については予算が確定し次第のご案内となります。

支援します。



支援を受けるには
どうすればいいの？

スクールバス利用の方

むつ市への

申請は**不要**です。

スクールバス運送に要する契約額の2分の1の額を市が事業者へ直接支払うため、原則個人での申請は不要です。

保護者の団体とバス事業者で契約した方法で、利用料金（契約額）を事業者へ毎月お支払いください。

公共交通機関利用の方

むつ市への

申請が**必要**です。

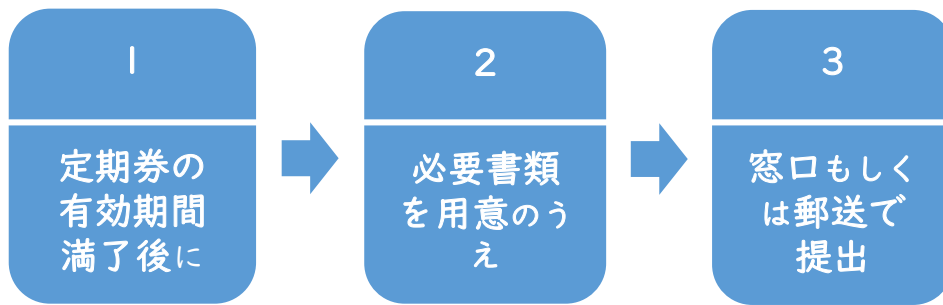
申請方法や必要書類については
裏面をご確認ください。



公共交通機関利用の方の申請方法

※定期券を購入して利用している方が対象です。

回数券は本事業の対象外となりますのでご了承ください。



1 定期券の有効期間満了後に

- ・バス、鉄道事業者が販売する定期券のうち、市内から最寄り停留所（駅）間のものが対象です。
- ・通学に使う定期券の種類（1,3,6ヶ月）は問いません。回数券は支援対象外です。

2 必要書類を用意のうえ

以下5点をご用意ください。

- ①交付申請書兼請求書（HPもしくは市役所窓口からご利用ください）
- ②通学定期券または必要情報がわかる領収書等の写し
（スマホ定期をご利用の場合は、領収書および支払い完了メールを印刷してください）
- ③学生証または在学証明書の写し
- ④申請者（保護者）の身分証の写し（運転免許証やマイナンバーカード等）
- ⑤振込先の通帳の写し（申請される保護者と同名義の通帳）

3 窓口もしくは郵送で提出

【窓口】

むつ市役所本庁舎市民連携課、川内庁舎、大畑庁舎、脇野沢庁舎

【郵送】

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号 市民連携課

その他（注意事項等）

- ・令和7年5月から「定期券の有効期間が満了してから1年間」は申請が出来るようになりました。過去の定期券で対象のものがある場合も、遡って申請が可能です。
- ※定期券の写しが必要となります。また、過去の申請との重複は認められません。
- ※令和8年度以降の事業継続を保証するものではありません。申請は期間満了後お早めをお願いします。
- ・各月末までの申請を取りまとめ、翌月末に当該定期券の1/2に相当する額を振り込みます。

問い合わせ先

むつ市 政策推進部 市民連携課
TEL 0175-22-1111
（内線2155～2156）



▲事業HP